

【調剤及び調剤された薬剤の販売又は授与の業務を行う体制の概要】

【医薬品の販売又は授与を行う体制の概要】（薬局）

薬局の名称 _____

【通常の営業時間等】

週当たりの営業時間等		
薬局の開店時間	①	時間
一般用医薬品又は要指導医薬品（以下、一般用医薬品等）販売時間	②	時間
第一類医薬品又は要指導医薬品（以下、第一類医薬品等）販売時間	③	時間
要指導医薬品の販売時間	④	時間
第一類医薬品の販売時間	⑤	時間
情報提供するための設備	⑥	ヶ所

【通常の調剤及び一般用医薬品等の販売等に従事する薬剤師及び登録販売者の勤務状況】

	調剤に従事する勤務時間数（週当たり）	一般用医薬品等の販売に従事する勤務時間数（週当たり）	第一類医薬品等の販売に従事する勤務時間数（週当たり）
薬剤師	時間	時間	時間
登録販売者		時間	
総和	⑦ 時間	⑧ 時間	⑨ 時間

※時間数は、週当たりの時間数の総和とする。

※複数の資格者がいる場合は、その合計の週当たりの時間数の総和。

【薬局開設者の講じなければならない措置】

調剤の業務に係る医療の安全を確保するための指針の策定等（体制省令第1条第1項第12号）	有 ・ 無
調剤された薬剤を販売授与する場合の情報提供その他の調剤の業務に係る適正な管理を確保するための指針の策定等（体制省令第1条第1項第13号）	有 ・ 無
医薬品を販売授与する場合の情報提供その他の医薬品の販売授与の業務に係る適正な管理を確保するための指針の策定等（体制省令第1条第1項第14号）	有 ・ 無
医薬品の安全使用のための責任者の設置（体制省令第1条第2項第1号）	有 ・ 無
従事者から薬局開設者への事故報告の体制整備（体制省令第1条第2項第2号）	有 ・ 無
医薬品の安全使用並びに調剤された薬剤及び医薬品の情報提供のための業務に関する手順書等（体制省令第1条第2項第3号）	有 ・ 無

※体制省令：薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令